

岩手県公安委員会告示第 8 号

警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号）第 2 条の表の 6 の項の上欄の規定による岩手県公安委員会が認める交通誘導警備業務は、次の表の左欄に掲げる路線に応じ、同表の右欄に掲げる区間において行うものとし、令和 8 年 4 月 1 日から施行し、警備員等の検定等に関する規則第 2 条の表の 6 の項の上欄の規定による岩手県公安委員会が認める交通誘導警備業務（令和 2 年岩手県公安委員会告示第16号）は、同年 3 月31日限り、廃止する。

令和 7 年 9 月30日

岩手県公安委員会
委員長 小 野 公 代

路 線	区 間
1 国道 4 号	岩手県の全域
2 国道45号	岩手県の全域
3 国道46号	岩手県の全域
4 国道106号	全域
5 国道107号	岩手県の全域
6 国道282号	岩手県の全域
7 国道283号	全域
8 国道284号	岩手県の全域
9 国道342号	岩手県の全域
10 国道396号	全域
11 主要地方道盛岡環状線	全域